

軽減税率とインボイス制度

税理士法人土屋会計事務所
代表社員・税理士 土屋 進

令和元年10月1日より、消費税率10%、軽減税率8%となり、消費税は複数税率の時代になりました。消費税率は令和元年9月30日までの5%、8%、令和元年10月1日以降の軽減税率の8%、標準税率の10%の複数税率となり、それぞれ区分経理して消費税を計算しなければならなくなりました。その概略を記載しました。

1.導入スケジュール

2019年(令和元年)10月

2022年(令和5年)10月 2026年(令和8年)10月 2029年(令和11年)10月

税率	8%	標準税率 10% (軽減税率8%)			
請求書様式	①請求書等保存方式	②区分記載請求書等方式	③適格請求書等保存方式(インボイス制度)		
中小企業者の特例	仕入税額の計算(1~2年間)、売上税額の計算(最長4年間)				
簡易課税	届出書の提出時期の特例				
免税事業者等からの仕入	免税業者からの仕入に係る消費税全額控除		80%控除	50%控除	控除なし

2.軽減税率導入で特に影響のある業種

・飲食料品を取り扱う卸売業、小売業 ・ 飲食料品の製造業 ・ 飲食店業 ・ 新聞販売店

3.請求書の様式

- ・令和元年10月1日~令和5年9月30日までの請求書
- 令和元年9月30日までの請求書記載事項に加え軽減税率対象品目である旨、税率区分ごとの合計請求額の追加記載が義務付けられる(保存義務がある)
- ・令和5年10月1日以後の適格請求書
- 登録番号、税率区分ごとの消費税額等を記載(保存と発行が義務付けられる)

4.軽減税率の対象となるもの

- ①飲食料品の譲渡(酒類、医薬品等は除く)
- ②定期購読契約された新聞の譲渡

5.複数税率の存在と中小企業者の特例

・5% ・8% ・軽減8% ・10%

それぞれの税率ごとに、売上、仕入、経費等を区分経理しなければなりません

- (1)そこで、中小企業に対してはこの区分経理(課税売上区分)が困難である場合、その区分計算の特例が認められています
- 適用対象事業者…基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者(基準期間の課税売上高…2年前の課税売上高)

計算方法	適用対象事業者	計算割合
小売等軽減仕入割合	卸売業・小売業	$\frac{\text{分母のうち、軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{卸売業・小売業にのみ要する仕入総額}}$
軽減売上割合	すべての事業	$\frac{\text{分母のうち軽減税率対象品目の売上高}}{\text{通常の連続する10営業日の税込売上総額}}$
50%基準	おおむね50%以上の軽減税率対象品目を販売する事業(駄菓子屋・魚屋・八百屋・肉屋など)	50%

税込課税売上高の合計額×上記の方法により計算した割合=A.軽減税率対象課税売上高(税込)×100/108=軽減税率対象課税売上高(税抜・8%)
 税込課税売上高の合計額-A.軽減税率対象課税売上高(税込)=標準税率対象課税売上高(税込)×100/110=標準税率対象課税売上高(税抜・10%)

※この簡便計算方法は令和元年10月1日~令和5年9月30日までの期間に限り適用が認められています。

- (2)また、逆に販売商品は税率が区分できるが、仕入商品について税率ごとに区分が困難なケースについて
- 卸売業・小売業のみ適用・基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者

計算方法	適用対象事業者	計算割合
小売等軽減売上割合	卸売業・小売業	$\frac{\text{分母のうち、軽減税率対象品目の売上額}}{\text{卸売業・小売業にのみ要する売上総額}}$
軽減売上割合	卸売業・小売業	$\frac{\text{分母のうち軽減税率対象品目の売上高}}{\text{通常の連続する10営業日の税込売上総額}}$
50%基準	卸売業・小売業おおむね50%以上の軽減税率対象品目を販売する事業	50%

卸売業・小売業に係る税込課税仕入高
 ×上記の方法により計算した割合=B.軽減税率対象課税仕入高(税込)

卸売業・小売業に係る税込課税仕入高
 -B.軽減税率対象課税仕入高=標準税率対象課税仕入高(税込)
 ※この簡便計算は、令和元年10月1日~令和2年9月30日の日の属する課税期間の末日までの期間に限り、適用される。

6.仕入の区分が困難な事業者が簡易課税制度の適用

- ・令和元年10月1日~令和2年9月30日までの日の属する課税期間の末日までに、「簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出
- ・提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。

※税理士会研修レジュメ参照